



令和6年3月6日

中部地方整備局

建政部

指定確認検査機関等の処分について

令和6年3月6日付けで、中部地方整備局長から指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いました。

また、同日付けで、上記の指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者に対し、同法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙のとおりです。

【配布先】 中部地方整備局記者クラブ

【問い合わせ先】

中部地方整備局 建政部

住宅整備課長

あまくさ ひらく
天俣 開

課長補佐

さとう あきお
佐藤 亮生

電話：052-953-8574

【処分内容】

1. 指定確認検査機関

機 関 名 株式会社 CI 東海 （中部地方整備局長指定第2号）
処 分 日 令和6年3月6日
処 分 内 容 監督命令

確認検査の業務に従事する建築基準適合判定資格者が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の事案を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和6年3月27日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに中部地方整備局長に報告すること。

2. 建築基準適合判定資格者（確認検査員）

資 格 者 名 善久 好克（登録番号：第 5000099 号）
処 分 日 令和6年3月6日
処 分 内 容 業務禁止 10 日（令和6年3月29日から令和6年4月7日まで）

【処分事由の概要】

愛知県内の建築計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号）第1第3項第10号の規定により、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する必要があるにもかかわらず、過失により、配置図に愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号）第8条第1項の規定に適合することを示す「擁壁の設置その他安全上適当な措置」が明示されていないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

※建築基準適合判定資格者

法の規定に基づき、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者。